

家計が急変したひとり親家庭の方へ ひとり親世帯臨時特別給付金の 申請はお済みですか？

1世帯当たり **5万円**が受け取れます。

(第2子以降1人につき3万円を加算)

帯広市の申請期限は令和3年2月28日です。
お早めに支給要件をご確認ください！

支給対象となる方（以下の①及び②に該当する方）

- ① 令和2年6月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている。
 - ▶ 収入基準額（親1人、子ども1人の世帯の場合）：365万円未満
 - ▶ 令和2年6月以降に上記要件に該当した方も対象です。
 - ▶ 「家計が急変」とは収入の減少だけでなく、得られていたはずの収入が得られなかった場合も含まれます。
- ② 児童扶養手当の支給要件に該当しているお子さんを監護等している。
 - ▶ 平成14年4月1日より後に生まれたお子さんが対象です。
(障害の状態にあるお子さんの場合は20歳未満が対象)

* 支給要件など給付金に関する疑問は、下記までお電話ください。

お問い合わせ先



←制度の
詳細はこちら

帯広市ホームページの
二次元コード

〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地
帯広市市民福祉部こども福祉室こども課
「ひとり親世帯臨時特別給付金」担当
電話：0155(65)4160
平日 8:45~17:30

裏面に続きます。必ずご確認ください。

給付金（家計急変者対象）の支給手続き

- ▶ ひとり親世帯臨時特別給付金（家計急変者対象）の支給を受けるためには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に必要事項を記入して、申請時点にお住まいの市区町村の**窓口**に**直接**、または**郵送**でご提出ください。（帯広市の申請期限は、令和3年2月28日です。）
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して、申請時に指定された口座に**1か月以内**に振り込みます。

ひとり親世帯



(1)給付金の申請手続き（令和3年2月28日まで）

① 帯広市の窓口へ直接か郵送でご提出ください。

(2)指定口座へ振込み

② 提出された申請書を確認後、振り込みされます。

帯広市



給付金（家計急変者対象）について、よくあるご質問

- Q) 新型コロナウイルスの影響を受けて家計が急変したかどうかは、どのように確認するのですか。
- A) 令和2年2月以降の任意の1か月の収入額について、12か月換算した収入見込額が児童扶養手当の支給制限限度額と同等の収入額未満となれば支給対象です。
- Q) 扶養義務者の収入が減少した場合でも家計急変といえますか。
- A) 消費生活上の家計が同一である扶養義務者の収入が減少した場合でも給付金の対象になります。
- Q) 添付書類である「収入の額が分かる書類」とはどのようなものですか。
- A) 例えば、下記が考えられます。
- ・給与収入を有する方は給与明細など
 - ・事業収入または不動産収入を有する方は帳簿など
 - ・公的年金等収入を有する方は年金額改定通知書など

「ひとり親世帯臨時特別給付金」の

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。



ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か、警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



表面もあります。必ずご確認ください。